

吉富町企業立地施設整備等補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、吉富町補助金等交付規則（平成9年規則第1号）に定めるもののほか、吉富町企業立地促進条例（平成17年条例第3号。以下「条例」という。）第3条第3号に規定する施設整備等補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の定義は条例の例による。

(補助金の種類)

第3条 施設整備等補助金の種類は次のとおりとし、その対象経費及び要件、補助率等については別表に定めるところによる。

- (1) 附帯施設等設備費補助金
- (2) 雇用奨励補助金
- (3) 用地取得奨励補助金
- (4) 用地賃借料補助金

(補助金の交付申請)

第4条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする事業者は、施設整備等補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）により、町長に申請しなければならない。ただし、前条第1

号の補助金については設備工事の着工前に、前条第2号、前条第3号及び第4号の補助金についてはその要件に該当するに至った時点で申請するものとする。

(補助金の交付決定等)

第5条 町長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を施設整備等補助金可否決定通知書(様式第2号)により、事業者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 事業者は、交付申請書の記載事項について、重要な事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめ施設整備等補助金変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を求めなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、その承認の可否を施設整備等補助金変更承認可否決定通知書(様式第4号)により事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 第3条第1号の補助金の交付決定を受けた事業者は、当該補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内に施設整備等補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第8条 町長は、指定事業者に対し、奨励措置に関する報告を求め、
又は実地に調査することができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定
める。

附 則 (令和7年3月24日規程第44号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

種類	対象経費及び要件	補助率等
附帯施設等 設備費補助 金	町内において事業所等 の新設等を行う事業者 の、防災対策上の安全 措置及び騒音、振動、 水質汚濁対策等の周辺 環境の保全を図るため の防護措置で、必要で あると認められる最小	当該施設の整備に要する 経費の4分の3の額(そ の額が1,000万円を超える ときは1,000万円)を交付 する。ただし、その額に 1万円未満の端数がある ときは、これを切り捨て る。

	<p>限度の設備工事費</p>	
	<p>町内において事業所等が、自然災害に伴い、災害前の施設と同程度の復旧を行う場合で、保険金等を差し引いた必要であると認められる復旧費</p>	<p>復旧に要する経費（その額が250万円を超えるときは250万円）を交付する。ただし、その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
<p>雇用奨励補助金</p>	<p>町内において事業所等の新設等を行う事業者が、その事業開始に必要な常用雇用者を新規に町民から5人以上雇った場合</p>	<p>町民1人につき20万円。ただし、新規雇用から引き続き6箇月を経過した者に限る。</p>
<p>用地取得奨励補助金</p>	<p>町内において事業所等の新設等を行う事業者が、事業所用地を新規</p>	<p>用地購入費の100分の10の額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万</p>

	<p>に取得し、事業を開始した場合における用地購入費</p>	<p>円) を交付する。ただし、その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
<p>用地賃借料補助金</p>	<p>町内において事業所等の新設等を行う事業者が、その事業開始にあたり賃貸借した事業所用地の賃借料（福利厚生施設に係るもの及び敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く。）</p>	<p>直接事業の用に供する用地の賃借料の2分の1の額（年度当たり300万円、合計900万円を上限とし、操業開始日から3年間）を交付する。ただし、その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>